

太田川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（1）流域及び河川の概要

（概要）

- ・水源から河口までの概要
- ・幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・流域には中四国地方唯一の百万都市である広島市街地が形成され、中枢管理機能が集積
- ・太田川下流部の狭い低平地は、市街地や商工業地として稠密に利用
- ・流域の地形、地質、年間降雨量

（流域の自然環境）

- ・上流部は、渓谷状の山地河川で、ヤマセミ等の鳥類や、渓流にはアマゴやカジカ等の魚類が生息
- ・中流部は、大小の蛇行を繰り返す変化に富んだ河道で、アユやアカザ等の魚類、特別天然記念物のオオサンショウウオが生息するほか、礫河原にはカワラハハコが生育
- ・下流部は、なだらかな瀬が広がりアユの良好な産卵場であるほか、中洲や河岸にはアカメヤナギ等の樹林が存在
- ・下流デルタ域は河岸沿いに干潟があり、フクド・ハマサジなどの塩生植物群落が見られるほか、スズキ、マハゼなどの海産魚類やヤマトシジミが生息

（水害の歴史と治水事業の沿革）

- ・昭和7年に直轄事業として、放水路建設を含めた計画のもとに、河川改修工事に着手
(西原地点 計画高水流量 4,500m³/s)
- ・昭和18年7月、9月洪水、昭和20年9月の相次ぐ洪水を契機として、昭和23年に流量改正

(玖村地点 計画高水流量 6,000m³/s)

- 昭和 40 年に太田川放水路の通水を開始したが、昭和 47 年 7 月の大出水及び流域の開発を受け、さらに流量改正し、昭和 50 年 3 月に工事実施基本計画を策定

(玖村地点 基本高水流量 12,000m³/s、計画高水流量 7,500m³/s)

- 平成 14 年 3 月に温井ダムが完成
- 平成 17 年 9 月の台風 14 号により、玖村地点における計画高水流量 7,500 m³/s に迫る観測史上最大の 7,200m³/s の出水を記録

(高潮の歴史と高潮事業の沿革)

- 下流デルタ域に発達した市街地はその形成過程から地盤が低く、高潮被害を度々受けたため、昭和 44 年から高潮対策事業を開始
- 平成 3 年の台風 19 号による高潮は、床上浸水 423 戸の被害が発生
- 平成 16 年の台風 18 号による高潮は、観測史上最高の潮位を記録したが、過去の災害と比べ被害は激減

(風、地震、土砂災害と堤防の耐震対策)

- 下流デルタ域の河川堤防沿いには河岸緑地が整備され、植樹がなされているが、平成 16 年台風 18、23 号などの強風時には倒木被害が発生
- 軟弱地盤上にある広島市街地において、大地震は江戸期以降でも 6 回発生
- 近年では、芸予地震により平成 13 年 3 月には広島市内で震度 5 強を記録し、これらを踏まえ、阪神大震災を契機に、堤防の耐震対策を実施中
- 平成 11 年 6 月の土砂災害を始めとして、広島県西部を中心に幾たびも土砂災害が発生
- この災害を契機に、直轄砂防事業が開始、土砂災害防止法が制定

(河川水の利用)

- 流域全体で、農業用水として約 3,100ha のかんがいに利用
- 豊富な降水量、急峻な地形を利用した水力発電が古くから行われており、大小 24 か所の発電所で最大出力約 88 万 kW を発電
- 一級河川江の川（土師ダム）からも分水を受け、上・工水として広島市を始めとして流域外の呉市や瀬戸内島しょ部まで供給
- 平成 14 年には温井ダムが完成し、より一層安定的な水供給に寄与

- ・連続した水力発電所への取水により、約60kmに及ぶ減水区間が生じているため、関係機関の協力のもとに流況改善に向けた取り組みを実施
- ・太田川本川は平成3年度から「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」のモデル河川として指定
- ・堰等の河道横断工作物に魚道の設置や改良を実施することで、河口から約75kmまでのアユ、サツキマス等の回遊性魚類の遡上が容易に

(渴水被害)

- ・昭和48年の大渴水以降しばしば渴水を経験
- ・平成6年の夏季には、広島市を始めとして瀬戸内島しょ部までの158万人が約100日にも及ぶ断水、減圧給水
- ・工業用水、農業用水では、最大60%の取水制限

(水質)

- ・いずれの地点においても、近年、環境基準を満足

(河川の利用)

- ・上・中流部は、散策、釣りなど自然を楽しむ利用
- ・下流部は、広い高水敷のグラウンド等を利用したスポーツに利用
- ・下流デルタ域の水面は、カヌーやレガッタといった水上スポーツや、観光遊覧船による観光の場として利用
- ・下流デルタ域の市内派川は、河岸緑地が一連となって整備され、通勤・通学や散策によく利用される憩いの空間
- ・市内派川沿川の世界遺産の原爆ドームや国の名勝に指定されている平和記念公園周辺は平和都市広島を象徴する特別な空間
- ・市内派川沿川に見られる石垣を主体とする河岸の景観は、江戸期から維持されており、貴重な歴史的構造物である雁木や常夜燈が数多く存在
- ・市内派川を含む河口域では、国・県・市が協力して「水の都ひろしま」構想を策定し、基盤整備だけでなく、水辺のオープンカフェの開設等、水辺に賑わいをもたらす活動の支援についても取り組みを実施
- ・河口域では、プレジャーボート等が不法係留され、洪水時の流下阻害等の治水上の支障、騒音など水の都ひろしまとしても景観に問題が生じているため、

関係機関で協力し、不法係留船の重点的撤去区域を順次指定し、対策を実施

（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（治水、利水、環境の総合的な方針）

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口域まで水系一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため、流域一体となった取り組み
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア. 災害の発生の防止又は軽減

（流域全体の河川整備の方針）

- ・ 流域内の洪水調節施設により洪水調節を実施、その際には関係機関と調整しながら、既存施設の有効活用を図るとともに、洪水調節施設を整備
- ・ 太田川の多様な自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削、により河積を増大し、計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 中・上流部は、堤防の未改修区間が多いため、土地利用を考慮した効率的な改修を推進
- ・ 内水被害の著しい地域については、下水道事業等と連携を図りつつ、必要に応じて内水対策を実施

（河川管理施設の管理、ソフト対策等）

- ・ 河川管理施設の平常時、洪水時におけるきめ細やかな管理と河川空間監視カメラ等による施設管理の高度化、効率化
- ・ 内水排除施設については、排出先の河川の出水状況等を把握し、適切な運用を実施
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採等により適切な管理を実施
- ・ 一定規模の強風を継続して確認した場合には、倒木による堤防への影響の有無を確認するため河川巡視を実施
- ・ 地盤の低い軟弱地盤上に広島市街地が形成されていることから、高潮対策お

より堤防の耐震化を実施

- ・堤防の耐震対策と合わせて、非常時の物資輸送や緊急車両のスムーズな移動を目的として、太田川放水路の河川敷に緊急用道路を整備
- ・超過洪水等に対する被害の軽減
- ・情報伝達体制の充実等の総合的な被害軽減対策
- ・本支川及び上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備
- ・土砂の流出により、河道内に異常堆積が生じた場合はすみやかに土砂除去

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・関係機関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の維持に努める
- ・渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の整備、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を推進
- ・発電による減水区間の流況改善に向けた取り組みを関係機関の協力のもとに継続

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・太田川が生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりの推進

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・上流部ではアマゴ、カジカなどが生息する渓流の保全に努める
- ・中流部ではアカザ、カワラハハコなどの多様な動植物が見られる、大きな蛇行に伴い発達した瀬、淵、礫河原の保全に努めるとともに、支川においてはオオサンショウウオやサツキマスの生息に配慮
- ・下流部では、アユの産卵場となる瀬の保全に努める

- ・下流デルタ域では、フクドなどからなる塩生植物群落が見られ多様な動物の生息場である干潟や、ヤマトシジミ等の生息場となっている砂質河床等を考慮し、生物の生活史を支える環境を確保できるよう配慮
- ・関係機関の協力のもと、アユやサツキマスなどの回遊魚が生活史を保ちうるよう、魚道の整備と保全や発電等減水区間の流況改善を図り、縦断的な生息環境の確保に努める
- ・流域と海をつないでいる川が有する機能に配慮し適正に管理

(良好な景観の維持、形成)

- ・大きな蛇行と瀬や淵が連続する河川景観や、渡り鳥の中継地として利用されている河口干潟の河川環境の保全に努める
- ・市街地における憩いの場や地域の象徴である水辺の景観の維持・形成に努める

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用を図り、泳げ遊べる川づくりを目標に、人と川との関係の再構築に努める

(水質)

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、治水、利水、河川環境との調和を図る
- ・不法係留船対策としては、引き続き関係機関と連携し、重点的撤去区域の設置等による不法係留船の撤去に努める

(モニタリング)

- ・環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を

推進

- ・市民と行政が協働し、水辺や河岸緑地等の活用の促進、水辺空間の整備とまちづくりの一体化を図るとともに、ネットワークやルール等の仕組みづくりを推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

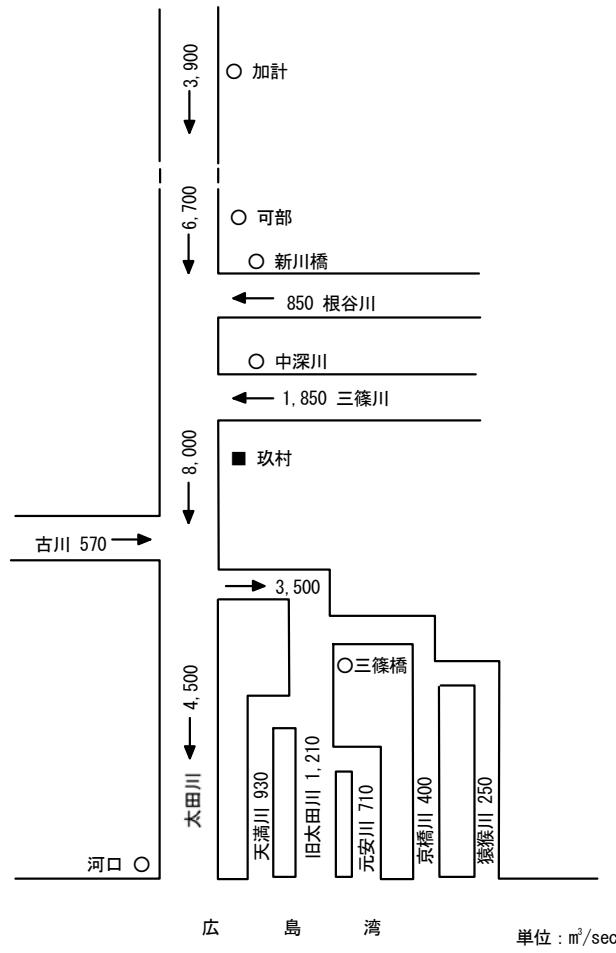
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設に による調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)
太田川	玖村	12,000	4,000	8,000

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

太田川計画高水流量図 (単位 : m³/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	※1) 河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
太田川	加計	57.5	175.00	75
	可部	17.8	23.39	250
	玖村	14.7	17.36	270
	河口	-3.4	※2) 4.40	460
旧太田川	三篠橋	4.2	4.50	170
三篠川	中深川	太田川合流点から 2.6	23.23	110
根谷川	新川橋	太田川合流点から 2.2	21.08	75

T.P. : 東京湾中等潮位

※1) 基点からの距離

※2) 計画高潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- 矢口第1地点の正常流量は概ね $15\text{m}^3/\text{s}$ とし、流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資する